

水道料金の算定

水道経営の基本原則

○地方公営企業法第2条

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する。

- ① **水道事業**（簡易水道事業を除く。）
- ② 工業用水道事業（後略）

○地方公営企業法第3条

地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮する**とともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進する**ように運営されなければならない

○地方公営企業法第17条の2

地方公営企業の運営は、以下の2つ等にあてはまる経費については「公営企業繰出金」として、一般会計等がその経費の一部を負担するものとされているが、それ以外の経営に要する経費については、経営に伴う収入（料金）をもって充てる**独立採算性**が原則とされている。

- ① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（例：消防のための消火栓設置費）
- ② その公営企業の性質上能率的な運営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（例：へき地の医療確保のために設置された病院の経費）

料金算定の基本原則

○地方公営企業法第21条第2項

料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、**能率的な経営**のもとにおける**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○水道法第14条第1項

水道事業者は、**料金**、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、**供給規程**を定めなければならない。

○水道法第14条第2項

前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- ①料金が、**能率的な経営**の下における**適正な原価**に照らし、健全な経営を確保することができる**公正妥当**なものであること。
- ②料金が、**定率**又は**定額**をもつて明確に定められていること。
- ③水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- ④特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

料金改定の検討手順



水需要予測

- 有収水量
- 一日平均給水量
- 施設稼働率
- 口径別給水件数

収支計画

- 算定期間（R7年～R9年）
- 現行料金での財政見通し

料金水準の算定
（総括原価算定）

- 総括原価の内訳整理

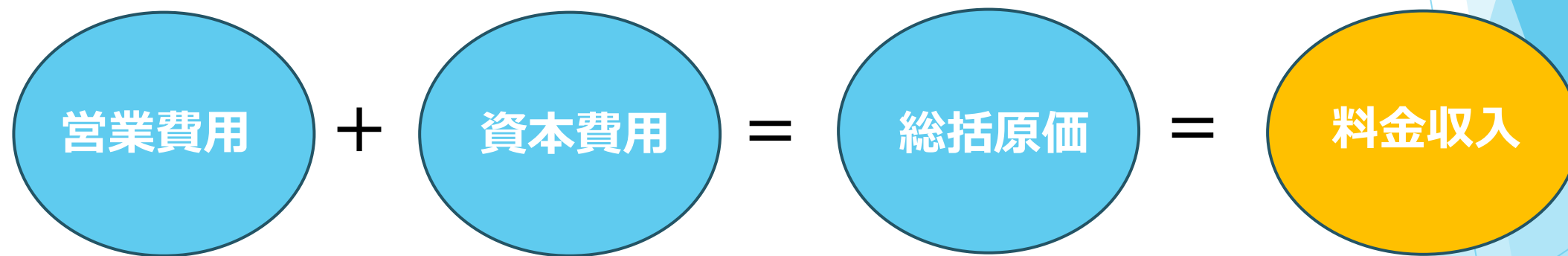
料金体系の設定
（個別原価の算定）

- 総括原価の分解
- 総括原価の配賦
- 配賦原価の集計

総括原価方式とは

○水道料金算定要領（日本水道協会）

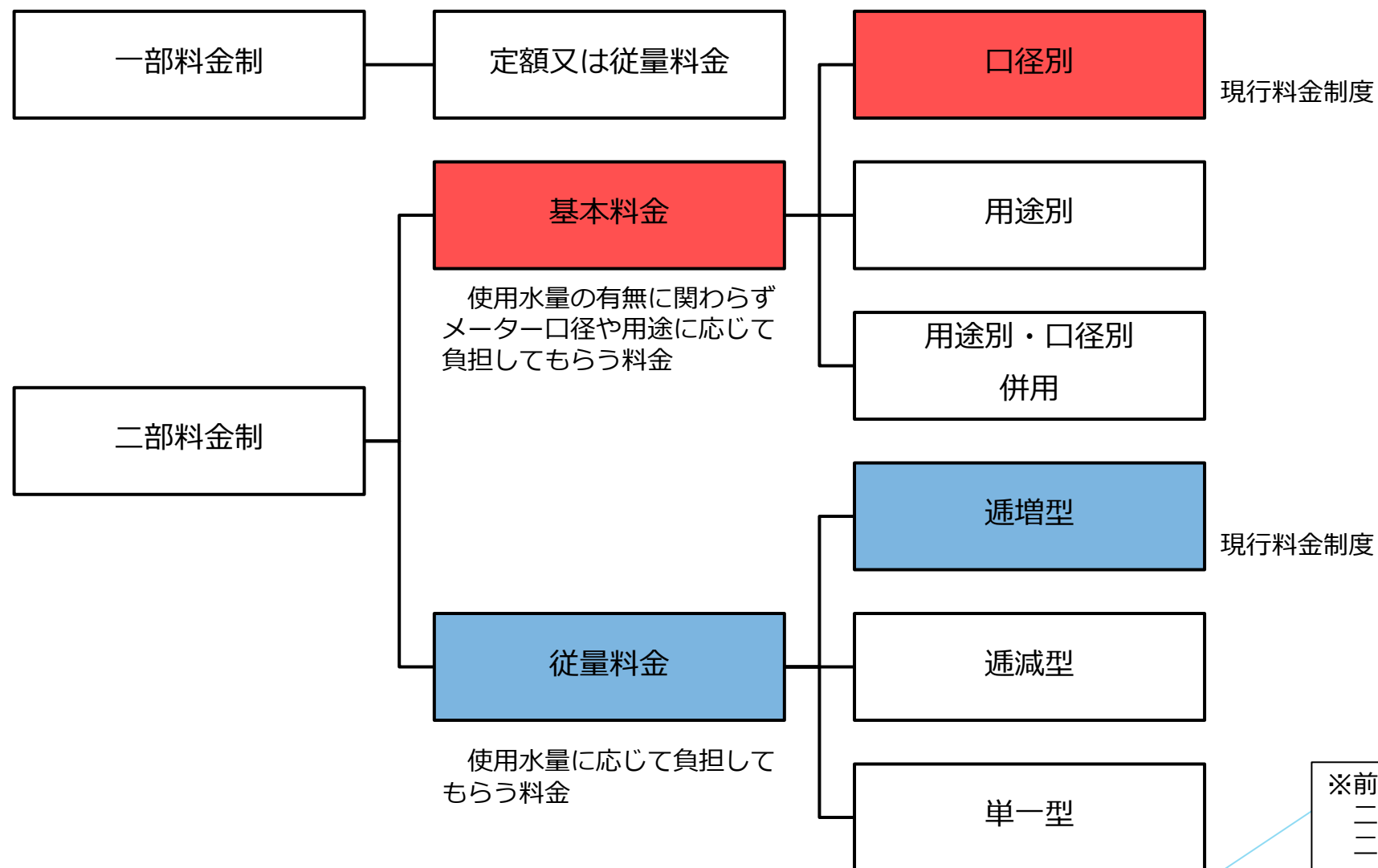
料金算定期間中における料金総収入額は、**適正な原価**に基づき算定されなければならない。
この場合の原価は、**営業費用のほか資本費用をも含む**ものであり、これが通常、**総括原価**といわれるところから、**料金総収入額は、総括原価に等しいもの**として決定される。



- ・ 人件費
- ・ 営業管理費
- ・ 施設運転管理費
- ・ 減価償却費

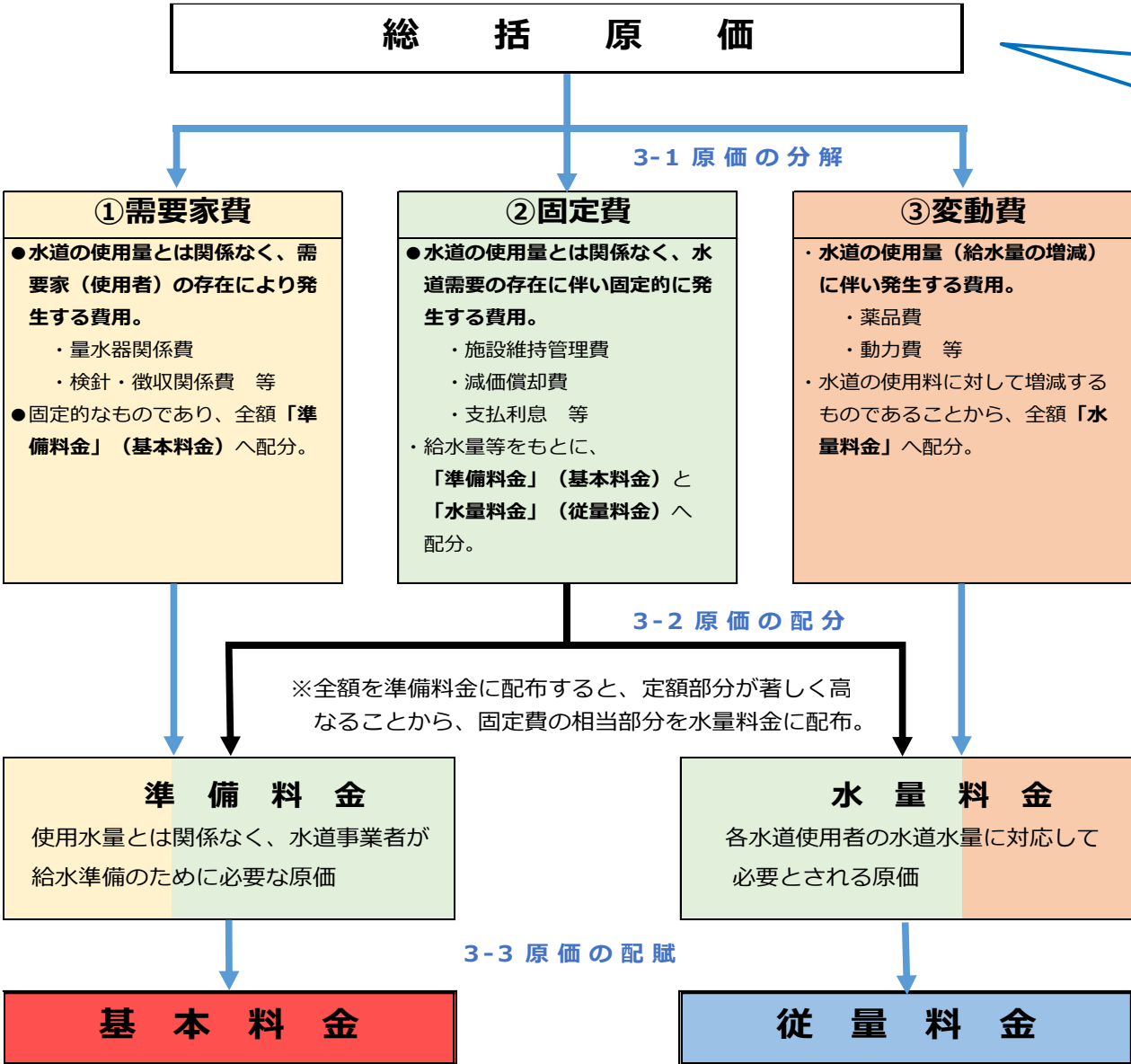
- ・ 借入支払利息
- ・ 資産維持費

水道料金制度の概要



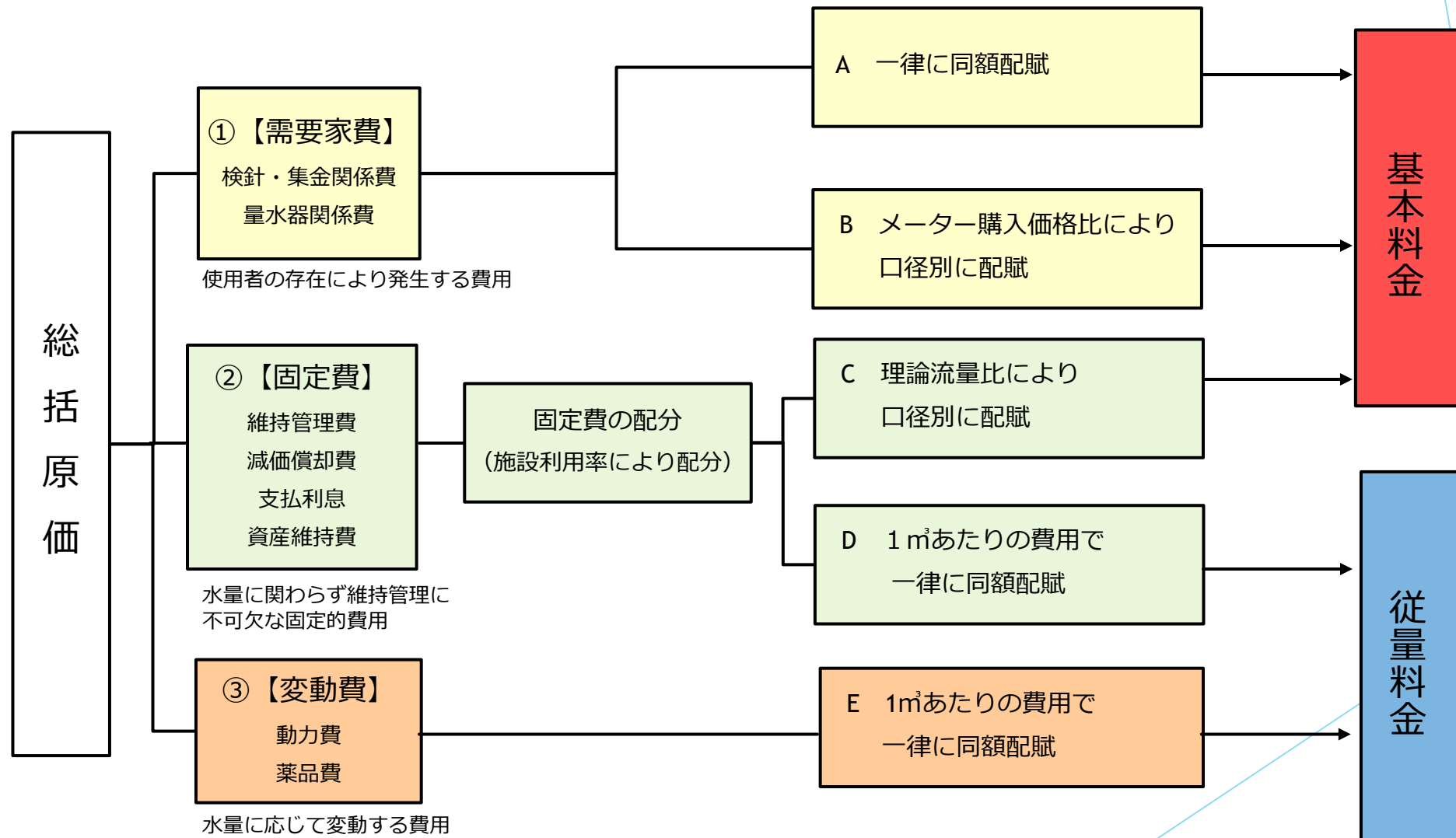
※前回料金改定（R5年1月）
二部料金制/用途別/逦増型から
二部料金制/口径別/逦増型へ変更

総括原価の分解と配賦①



総括原価は料金算定期間の
営業費用 + 資本費用

総括原価の分解と配賦②



配賦原価の集計

1ヵ月分の水道料金

(単位：円)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm			
総括原価 1,527,747千円	需要家費 108,654千円	258.43						検針・集金関係費	需要家費	基本料金(円)
								量水器関係費		
	固定費 1,188,222千円	13.52	17.85	23.12	74.91	274.69	381.31	固定費		
		814.74	2,044.99	3,275.10	8,929.87	14,364.20	34,358.59	計		
		1,086.69	2,062.84	3,298.22	9,004.78	14,638.89	34,739.90			
	変動費 230,871千円	111.95						固定費	従量料金(円)	
		36.07						変動費		
		148.02						計		

1,527,747千円は算定期間(3年)で必要な給水収益。
年間509,249千円の給水収益が必要となります。